

昭和四十二年運輸省令第八十六号

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）第三条第一項から第三項まで及び第四条並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行令（昭和四十二年政令第三百六十三号）第五条の規定に基づき、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（大型自動車）

**第一条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）**以下「法」という。第二条第二項の国土交通省令で定める自動車は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する大型自動車及び中型自動車（車両総重量が八千キログラム以上のもの及び最大積載量が五千キログラム以上のものに限る。）とする。（使用の届出）

**第一条の二 法第三条第一項の規定により土砂等運搬大型自動車の使用の届出をしようとする者は、土砂等運搬大型自動車使用届出書（第一号様式）を当該大型自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「所轄運輸監理部長又は運輸支局長」という。）に提出しなければならない。（変更の届出）**

第二条 法第三条第三項の規定により届出事項の変更の届出をしようとする者は、届出事項変更届出書（第一号様式）を当該大型自動車が現に受けている表示番号の指定をした運輸監理部長又は運輸支局長（以下「甲運輸監理部長又は運輸支局長」という。）に提出しなければならない。（表示番号の指定等）

**第三条 法第三条第一項の規定により表示番号の申請をしようとする者は、表示番号指定申請書（第一号様式）を所轄運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。**

法第三条第三項の規定により表示番号の申請をしようとする者は、表示番号指定申請の申請をしようとする者は、表示番号指定申請書（第一号様式）を所轄運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

3	前二項の表示番号指定申請書には、当該大型自動車の自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項の規定により表示番号の指定の申請をする場合において、当該申請に係る届出事項の変更が次に掲げられる変更以外の変更である場合は、この限りでない。）を添付しなければならない。
4	一 当該大型自動車の使用の本拠の位置の甲運輸監理部長又は運輸支局長は、法第三条第三項の規定による申請（前項第一号に掲げる変更に係るものに限る。）を受理したときは、当該申請書を乙運輸監理部長又は運輸支局長に送付しなければならない。 二 経営する事業の種類の変更 5 乙運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の交付を受けた場合において、当該大型自動車の使用者が乙運輸監理部長又は運輸支局長の交付する当該大型自動車の自動車検査証を提示したときは、表示番号を指定しなければならない。
5	一 大型自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部又は運輸支局（使用の本拠の位置が自動車検査登録事務所の管轄区域に属する場合にあつては、当該自動車検査登録事務所）を表示する文字（別表第一号） 二 経営する事業の種類を表示する文字及び記号（別表第三号） 三 五ヶた以下のアラビア数字 （使用廃止の届出） 第七条 法第五条の規定により使用廃止の届出をしようとする者は、当該大型自動車の自動車検査証を添付した土砂等運搬大型自動車使用廃止届出書（第二号様式）を所轄運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。
6	附 則（昭和四五年二月二〇日運輸省令第一〇号） この省令は、昭和四十三年二月一日から施行する。
7	（施行期日） 附 則（昭和五三年四月一三日運輸省令第一九号）抄 この省令は、昭和五十三年四月十七日から施行する。

1	（施行期日） 附 則（昭和五四年二月二二日運輸省令第五号）抄 この省令は、昭和五十三年二月二二日から施行する。
2	（施行期日） 附 則（昭和四七年五月一三日運輸省令第三二号） この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。
3	（施行期日） 附 則（昭和四九年九月一〇日運輸省令第三八号） この省令は、公布の日から施行する。
4	（施行期日） 附 則（昭和五〇年三月一三日運輸省令第六号）抄 この省令は、昭和五十年三月二十日から施行する。

1	（施行期日） 附 則（昭和五四年七月二〇日運輸省令第一四号）抄 この省令は、昭和五十四年七月二十三日から施行する。
2	（施行期日） 附 則（昭和五四年七月二〇日運輸省令第三四号）抄 この省令は、昭和五十四年七月二十三日から施行する。
3	（施行期日） 附 則（昭和五四年七月二〇日運輸省令第三四号）抄 この省令は、昭和五十四年七月二十三日から施行する。
4	（施行期日） 附 則（昭和五四年七月二〇日運輸省令第三四号）抄 この省令は、昭和五十四年七月二十三日から施行する。

1	（施行期日） 附 則（昭和五四年七月二〇日運輸省令第三四号）抄 この省令は、昭和五十四年七月二十三日から施行する。
2	（施行期日） 附 則（昭和五四年七月二〇日運輸省令第三四号）抄 この省令は、昭和五十四年七月二十三日から施行する。
3	（施行期日） 附 則（昭和五四年七月二〇日運輸省令第三四号）抄 この省令は、昭和五十四年七月二十三日から施行する。
4	（施行期日） 附 則（昭和五四年七月二〇日運輸省令第三四号）抄 この省令は、昭和五十四年七月二十三日から施行する。

	附 則（昭和五五年四月一七日運輸省令第一〇号）抄	（施行期日）	1 この省令は、昭和五十五年四月二十一日から施行する。
	附 則（昭和五七年一月二〇日運輸省令第一号）抄	（施行期日）	1 この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。
	附 則（昭和五七年一二月一四日運輸省令第三二号）抄	（施行期日）	1 この省令は、昭和五十七年十二月二十日から施行する。
	附 則（昭和五八年一〇月一八日運輸省令第四五号）抄	（施行期日）	1 この省令中、大阪府陸運事務所に係る部分及び第三条の改正規定中
	附 則（昭和六〇年一二月一〇月一〇日運輸省令第五号）抄	（施行期日）	「を改める部分は、昭和五八年十一月十四日から、青森県陸運事務所に係る部分及び同条の改正規定中

青森	A M A	（施行期日）	1 この省令は、昭和五十七年十二月二十日から施行する。
大阪	O S O	（施行期日）	1 この省令中、大阪府陸運事務所に係る部分及び第三条の改正規定中
	附 則（昭和六〇年一二月一〇月一〇日運輸省令第五号）抄	（施行期日）	「を改める部分は、昭和六〇年一二月五日から施行する。
	附 則（昭和六〇年一二月一〇月一〇日運輸省令第五号）抄	（施行期日）	1 この省令は、同年十二月五日から施行する。
	附 則（昭和六〇年一二月一〇月一〇日運輸省令第五号）抄	（施行期日）	1 この省令は、同年十二月五日から施行する。

	附 則（昭和六〇年二月五日運輸省令第一号）抄	（施行期日）	1 この省令は、昭和六十年一月四日から施行する。
	附 則（昭和六〇年二月五日運輸省令第一号）抄	（施行期日）	1 この省令は、昭和六十年一月四日から施行する。
	附 則（昭和六〇年二月五日運輸省令第一号）抄	（施行期日）	1 この省令は、昭和六十年一月四日から施行する。
	附 則（昭和六〇年二月五日運輸省令第一号）抄	（施行期日）	1 この省令は、昭和六〇年一二月五日から施行する。
	附 則（昭和六〇年二月五日運輸省令第一号）抄	（施行期日）	1 この省令は、昭和六〇年一二月五日から施行する。

	附 則（昭和六〇年九月二〇日運輸省令第三〇号）抄	（施行期日）	1 この省令は、昭和六十年十月一日から施行する。ただし、第二条から第五条までの規定（以下「自動車登録規則等の改正規定」という。）
	附 則（昭和六〇年九月二〇日運輸省令第三〇号）抄	（施行期日）	1 この省令は、昭和六〇年九月二〇日から施行する。ただし、第二条から第五条までの規定（以下「自動車登録規則等の改正規定」という。）
	附 則（昭和六〇年九月二〇日運輸省令第三〇号）抄	（施行期日）	1 この省令は、昭和六〇年九月二〇日から施行する。ただし、第二条から第五条までの規定（以下「自動車登録規則等の改正規定」という。）
	附 則（昭和六〇年九月二〇日運輸省令第三〇号）抄	（施行期日）	1 この省令は、昭和六〇年九月二〇日から施行する。ただし、第二条から第五条までの規定（以下「自動車登録規則等の改正規定」という。）
	附 則（昭和六〇年九月二〇日運輸省令第三〇号）抄	（施行期日）	1 この省令は、昭和六〇年九月二〇日から施行する。ただし、第二条から第五条までの規定（以下「自動車登録規則等の改正規定」という。）



第一号様式（第一条、第二条、第三条、第五条関  
係）

第一回 第一章（第一回、第二回、第三回、第四回）		第五回 第六回（第五回、第六回、第七回、第八回）		
第六回 第七回（第六回、第七回、第八回、第九回）		第十回 第十一回（第十回、第十一回、第十二回、第十三回）		
主な登場人物 大曾根家（おおぞねけ）の一族		主な登場人物 藤原家（とうわらけ）の一族		
星 由 案 真 実 星 由 案 雅		藤 原 実 史 藤 原 伸 藤 原 道		
星 由 案 雅 星 由 案 真 実		藤 原 道 藤 原 伸 藤 原 実 史		
星 由 案 真 実 星 由 案 雅		藤 原 実 史 藤 原 道		
解説文：登場人物名と登場地名				
中間（星由）	みるぎ な	かのん な	かのん な	
	星由の本名 父の姓		星由の本名 母の姓	
星由の夫	星由の夫の本名 夫の姓	代官の夫の本名 夫の姓	代官の夫の本名 夫の姓	
	星由の夫の本名 夫の姓			
解説文：登場人物名と登場地名				
星 由 案 真 実	自営の旅館の女将。山口屋。妙手屋。妙手屋旅館。妙手屋旅館の女将。	自営の旅館の女将。山口屋。妙手屋。妙手屋旅館。妙手屋旅館の女将。	自営の旅館の女将。山口屋。妙手屋。妙手屋旅館。妙手屋旅館の女将。	
	星 由 案 雅			
星 由 案 雅	星由の娘。星由の夫の娘。	星 由 案 雅	星 由 案 雅	
	星由の娘。星由の夫の娘。			
星 由 案 雅	星由の娘。星由の夫の娘。			
	星 由 案 雅			
解説文：登場人物名と登場地名				
運転免許証を握る場合		自己運転である場合		

表示 番号	土砂災害等大型活動物(既回出用)2 福島 市 東 宮 史 郡 郡 英 会 語 事 業 中 卓 部 申請 番 号 東 宮 史 郡 郡
運搬取扱部長又は処理担当長	
申請(係名) 年月日	ふ り が な 使用者の氏名又は名称
自動車登録 登録年月 所有者 姓 名 住所 所 用 の 状 態	国 式 登録登記番号 大便機械業者 使用の本籍の位置 の 用 の 状 態

は、星野の「日本文化の歴史」(岩波新書)によれば、

- ① 土居洋輔著「日本文化の歴史」(岩波新書)によれば、「イギリスの開拓者たるアーチボルトの死後、その死の秘密が見出されるに至り、星野は更に興味津々で彼の死因を考究する」とある。
- ② 星野の「日本文化の歴史」によると、「アーチボルトの死後、その死の秘密が見出されるに至り、星野は更に興味津々で彼の死因を考究する」とある。
- ③ 星野の「日本文化の歴史」によると、「アーチボルトの死後、その死の秘密が見出されるに至り、星野は更に興味津々で彼の死因を考究する」とある。
- ④ 星野の「日本文化の歴史」によると、「アーチボルトの死後、その死の秘密が見出されるに至り、星野は更に興味津々で彼の死因を考究する」とある。
- ⑤ 星野の「日本文化の歴史」によると、「アーチボルトの死後、その死の秘密が見出されるに至り、星野は更に興味津々で彼の死因を考究する」とある。
- ⑥ 星野の「日本文化の歴史」によると、「アーチボルトの死後、その死の秘密が見出されるに至り、星野は更に興味津々で彼の死因を考究する」とある。
- ⑦ 星野の「日本文化の歴史」によると、「アーチボルトの死後、その死の秘密が見出されるに至り、星野は更に興味津々で彼の死因を考究する」とある。
- ⑧ 星野の「日本文化の歴史」によると、「アーチボルトの死後、その死の秘密が見出されるに至り、星野は更に興味津々で彼の死因を考究する」とある。
- ⑨ 星野の「日本文化の歴史」によると、「アーチボルトの死後、その死の秘密が見出されるに至り、星野は更に興味津々で彼の死因を考究する」とある。

第二号様式（第七条関係）